

報道関係者 各位

平成 28 年 2 月 23 日

【照会先】

労働基準局 監督課

課長

荒木 祥一

副主任中央労働基準監察監督官

加藤 博人

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5426)

(直通電話) 03(3595)3202

## 平成 27 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表 ～重点監督を実施した事業場の約半数にあたる 2,311 事業場で違法な残業を摘発～

厚生労働省では、このたび、昨年 11 月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督は、長時間労働削減推進本部（本部長：塩崎 恭久 厚生労働大臣）の指示の下、長時間の過重労働による過労死に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、3,718 事業場で労働基準関係法令違反を確認したほか、約半数にあたる 2,311 事業場で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

厚生労働省では今後も、月 100 時間を超える残業が行われている事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、過重労働の解消に向けた取組を積極的に行っていきます。

### 【重点監督の結果のポイント】

#### (1) 重点監督の実施事業場：

**5,031 事業場**

このうち、3,718 事業場（全体の 73.9%）で労働基準関係法令違反あり。

#### (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

##### ① 違法な時間外労働があったもの：

**2,311 事業場 (45.9%)**

うち、時間外労働<sup>※1</sup>の実績が最も長い労働者の時間数が

月 100 時間を超えるもの： 799 事業場 (34.6%)

うち月 150 時間を超えるもの： 153 事業場 (6.6%)

うち月 200 時間を超えるもの： 38 事業場 (1.6%)

##### ② 賃金不払残業があったもの：

**509 事業場 (10.1%)**

##### ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：

**675 事業場 (13.4%)**

#### (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

##### ① 過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの：

**2,977 事業場 (59.2%)**

うち、時間外労働を月 80 時間<sup>※2</sup>以内に削減するよう指導したもの：1,772 事業場 (59.5%)

##### ② 労働時間の把握方法が不適正なため

指導したもの：

**1,003 事業場 (19.9%)**

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前 1 か月間におおむね 100 時間または発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

【参考】平成 26 年 11 月に実施した「過重労働解消キャンペーン」の重点監督では、監督指導を実施した 4,561 事業場のうち、3,811 事業場（全体の 83.6%）で労働基準関係法令違反が認められた。

## ◎是正・改善指導の対象となった主な内容

【事例1】 事業場の半数以上の労働者に月100時間を超える違法な長時間労働を行わせるとともに、割増賃金を適正に支払っていなかったほか、特に、学生アルバイトについては、担当する授業の時間帯のみを労働時間として取り扱い割増賃金を支払っていなかったもの（学習塾）

【事例2】 長時間労働などを原因とする労災請求（脳・心臓疾患を発症）があった事業場において、最も長い労働者について月約200時間の違法な時間外労働を行わせ、かつ、衛生委員会において長時間による健康障害防止対策についての調査審議を行っていなかったもの（建設業）

【事例3】 最も長い労働者で月200時間を超える違法な時間外労働を行わせるとともに、正社員には全く割増賃金を支払わず、また、アルバイトについては、毎月一律に10時間差し引いた時間を労働時間として取り扱い、割増賃金を適正に支払っていなかったもの（コンビニエンスストア）

【事例4】 長時間労働などを原因とする労災請求（脳・心臓疾患を発症）があった事業場において、労災請求者に対し6か月連続で月100時間を超える違法な時間外労働を行わせていたほか、深夜業に従事する場合の健康診断を実施していなかったもの（道路貨物運送業）

【事例5】 労働条件を書面で明示しないまま学生アルバイトを使用し、時間外・休日労働を行わせてはならないにもかかわらず、月約100時間の違法な時間外労働や休日労働を行わせ、割増賃金を適正に支払っていなかったもの（接客娯楽業）

【事例6】 同系列の2店舗において、36協定の締結・届出なく、最も長い労働者で月120時間を超える違法な時間外労働や休日労働を行わせ、さらに、休日労働や深夜労働に対する割増賃金を一切支払わず、賃金台帳に時間外労働時間数等を記入していなかったもの（飲食業）

【事例7】 36協定の労働者の過半数代表者を適正に選任していなかったほか、最も長い労働者で月200時間を超える違法な時間外労働を行わせ、かつ、休憩時間を一律に30分単位で切り上げて扱うことで法定の休憩時間を与えていなかったもの（旅館業）

【事例8】 7割を超える労働者に36協定の特別条項で定めた回数（年6回）を超えて違法な時間外労働を行わせ、かつ、6割を超える労働者について、時間外労働時間が月100時間（最も長い労働者は月約160時間）を超えていたもの（製造業）

【事例9】 長時間労働などを原因とする労災請求（精神障害を発病）があった事業場において、10名を超える労働者について月100時間を超える違法な時間外労働（最も長い労働者で月約160時間）を行わせ、かつ、割増賃金を適正に支払っていなかったもの（情報処理サービス業）

【事例10】 長時間労働などを原因とする労災請求（精神障害を発病）があった事業場において、複数の労働者に対して36協定の上限時間である140時間を超える違法な時間外労働（最も長い労働者で月約180時間超）を行わせ、かつ、衛生委員会の構成員に労働者を代表する者を参加させていなかったもの（小売業）

## 【資料】

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 別添    | 監督指導事例                         |
| 別紙    | 平成27年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況 |
| 参考資料1 | 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準 |
| 参考資料2 | 過重労働による健康障害防止のための総合対策          |
| 参考資料3 | 賃金不払残業総合対策要綱                   |
| 参考資料4 | 賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針   |
| 参考資料5 | 労働基準監督官の主な仕事                   |

## 平成 27 年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況

## 1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

## ○ 重点監督実施状況

平成 27 年度過重労働解消キャンペーン（11 月）の間に、5,031 事業場に対し重点監督を実施し、3,718 事業場（全体の 73.9%）で労働基準関係法令違反が認められた。

主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 2,311 事業場、賃金不払残業があったものが 509 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 675 事業場であった。

表 1 重点監督実施件数等

業種	事項	重点監督実施 事業場数 (注 1)	労働基準関係法 令違反があった 事業場数 (注 2)	主な違反事項		
				労働時間 (注 3)	賃金不払残業 (注 4)	健康障害防止 対策 (注 5)
合計		5,031 (100.0%)	3,718 (73.9%)	2,311 (45.9%)	509 (10.1%)	675 (13.4%)
主な業種	製造業	1,679 (33.4%)	1,221 (72.7%)	802	101	185
	建設業	247 (4.9%)	178 (72.1%)	108	33	18
	運輸交通業	387 (7.7%)	307 (79.3%)	217	30	53
	商業	922 (18.3%)	697 (75.6%)	422	114	115
	教育・研究業	174 (3.5%)	129 (74.1%)	70	25	22
	保健衛生業	372 (7.4%)	288 (77.4%)	134	49	59
	接客娯楽業	339 (6.7%)	288 (85.0%)	201	64	96
	その他の事業	597 (11.9%)	401 (67.2%)	243	66	76

(注 1) 主な業種は監督指導実施事業場数が 100 を超えるものを計上しているため、合計数とは一致しない。

(注 2) 括弧内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注 3) 労働基準法第 32 条違反 [36 協定なく時間外労働を行わせているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。] の件数を計上している。

(注 4) 労働基準法違反第 37 条（割増賃金）違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している [計算誤り等は含まない]。

(注 5) 労働安全衛生法第 18 条違反 [衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月 1 回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの]、労働安全衛生法第 66 条違反 [健康診断を行っていないもの] 及び労働安全衛生法第 66 条の 8 違反 [1 月当たり 100 時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの] を計上している。

※ 重点監督では、数多く寄せられた情報の中から、過重労働の問題があることについて、より深刻・詳細な情報のあった事業場を優先して対象としているため、労働時間の違反のあった事業場の比率が 45.9%（平成 26 年の定期監督等における比率は 21.1%）と高くなっている。

表 2 事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30 人～49 人	50 人～99 人	100 人～299 人	300 人以上
5,031	1,011 (20.1%)	1,586 (31.5%)	834 (16.6%)	744 (14.8%)	621 (12.3%)	235 (4.7%)

表 3 企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30 人～49 人	50 人～99 人	100 人～299 人	300 人以上
5,031	449 (8.9%)	727 (14.5%)	496 (9.9%)	652 (13.0%)	1,031 (20.5%)	1,676 (33.3%)

## 2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

### (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 2,977 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）				
	面接指導等の実施（注2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減（注5）	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注6）
2,977	392	685	1,202	1,772	213

（注1）指導事項は、重複があり得る。

（注2）2ないし6月で平均80時間を超える時間外労働を行っている労働者又は1月100時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4）時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注5）時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。

（注6）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

### (2) 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち 1,003 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料1参照）に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表 5 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（基準2(1)）（注2）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準2(5)）（注2）	労使協議組織の活用（基準2(6)）（注2）
		自己申告制の説明（基準2(3)7）（注2）	実態調査の実施（基準2(3)イ）（注2）	適正な申告の阻害要因の排除（基準2(3)ウ）（注2）		
1,003	547	146	476	75	50	7

（注1）指導事項は、重複があり得る。

（注2）各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料1）のどの項目に基づくものであるかを示している。

### 3 重点監督において把握した実態

#### (1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった 2,311 事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、799 事業場で 1 か月 100 時間を、153 事業場で 1 か月 150 時間を、38 事業場で 1 か月 200 時間を超えていた。

表 6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

45 時間以下	45 時間超 80 時間以下	80 時間超 100 時間以下	100 時間超 150 時間以下	150 時間超 200 時間以下	200 時間超
601	515	396	646	115	38

#### (2) 労働時間の管理方法

監督を実施した 5,031 事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、509 事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、2,050 事業場でタイムカードを基礎に確認し、900 事業場で IC カード、ID カードを基礎に確認し、1,778 事業場で自己申告制により確認し、779 事業場でその他の方法（例えば、出勤簿）により確認し、始業・終業時刻を確認し記録していた。

表 7 監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注 1）			自己申告制 （注 2）	その他 （注 2）
使用者が自ら現認 （注 2）	タイムカードを基礎 （注 2）	IC カード、ID カードを基礎 （注 2）		
509	2,050	900	1,778	779

（注 1）「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料 1）に定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注 2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合があるため、重複がありうる。

## 4 その他

### ○ 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督実施状況

平成 27 年 4 月から平成 27 年度過重労働解消キャンペーンである 11 月までの間に実施した監督結果を、以下のとおり、とりまとめた。

#### (1) 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

監督指導を実施した 471 事業場のうち、403 事業場（全体の 85.6%）で労働基準関係法令違反が認められた。

主な違反としては、違法な時間外労働があったものが 307 事業場、賃金不払残業があったものが 93 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 133 事業場であった。

表 1-2 監督実施件数等

業種	事項	監督実施 事業場数 (注 1)	労働基準関係法令 違反があった事業 場数 (注 2)	主な違反事項		
				労働時間 (注 3)	賃金不払残業 (注 4)	健康障害防止 対策 (注 5)
合計		471 (100.0%)	403 (85.6%)	307 (65.2%)	93 (19.7%)	133 (28.2%)
主な業種	製造業	72 (15.3%)	62 (86.1%)	50	13	14
	建設業	39 (8.3%)	30 (76.9%)	20	9	5
	運輸交通業	93 (19.7%)	83 (89.2%)	66	14	35
	商業	71 (15.1%)	61 (85.9%)	45	18	15
	教育・研究業	26 (5.5%)	22 (84.6%)	18	4	6
	保健衛生業	34 (7.2%)	29 (85.3%)	22	7	12
	接客娯楽業	33 (7.0%)	32 (97.0%)	28	10	20
	その他の事業	72 (15.3%)	61 (84.7%)	43	14	18

(注 1) 主な業種は監督実施事業場数が 20 以上のものを計上しているため、合計数とは一致しない。

(注 2) から (注 5) については、表 1 に同じ。

(2) 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

① 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督実施事業場のうち、343 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止を講じるよう指導した。

表 4-2 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）				
	面接指導等の実施（注2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減（注5）	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注6）
343	75	116	123	216	43

（注1）から（注6）については、表4に同じ。

② 労働時間適正把握に係る指導状況

監督実施事業場のうち、163 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表 5-2 労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項					
	始業・終業時刻の確認・記録（基準2(1)）（注2）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準2(5)）（注2）	労使協議組織の活用（基準2(6)）（注2）
		自己申告制の説明（基準2(3)7）（注2）	実態調査の実施（基準2(3)4）（注2）	適正な申告の阻害要因の排除（基準2(3)4）（注2）		
163	85	23	81	16	5	1

（注1）及び（注2）については、表5に同じ。